

翻訳：

『ムスリム要諦』試訳（1）

Translation of *Muhimmāt al-muslimīn*

田嶋望／西山尚希／大江翔悟

Nozomi TAJIMA, Naoki NISHIYAMA and Shogo OE

I. 解題

1. はじめに

本稿は、濱田正美、塩野崎信也によって校訂された『四章／ムスリム要諦（*Chahār faṣl/Muhimmāt al-muslimīn*）』[濱田・塩野崎 2010]のうち、『ムスリム要諦（*Muhimmāt al-muslimīn*）』序文及び問1から問30に対して訳注を付したものである⁽¹⁾。

1.1 『ムスリム要諦』の歴史的性質

『ムスリム要諦』とは、イスラームの教義実践のための入門書として編まれた4つのペルシア語文献から成る『四書（*Chahār kitāb*）』のうち、散文で書かれた1作品である。『四書』は14-17世紀の間に編纂され、「長きに亘りアフガニスタン及びペルシア語圏中央アジアにおいてクルアーンに次ぐ最重要のイスラーム文献とみなされた」[Dudoignon 2004: 230]ものである。またKhaki [2007: 550]によると、『四書』はクルアーンを学んだ後第一に参照する文献であり、そのシンプル且つ流麗な文体により、一般大衆が容易にイスラームの規範原則を理解することがで

⁽¹⁾ 本稿の凡例は以下のとおり。

- ・角カッコは、文意を明瞭にするために言葉を補う際に用いる。
- ・丸カッコは、理解を援けるために直前箇所の説明や補足、または原語の転写を示す際に用いる。
- ・アラビア語、ペルシア語及びタジク語の転写法については、大塚 [2002] で用いられているものに従う。
- ・ロシア語の転写法は、BGN/PCGN ラテン文字表記法に従う。
- ・ウズベク語にはキリル文字及びラテン文字表記の2種類が存在するが、すべてラテン文字で統一した。
- ・クルアーンの翻訳にあたっては、中田 [2014] を参照しつつ作成した。一方、ハディースについては筆者の独自訳である。
- ・訳注における用語及び人物説明に『岩波イスラーム辞典』を引用する場合、[項目執筆者名、「項目名」、『岩波イスラーム辞典』、頁数]と略記する。

きるとする。特に、散文体の教理問答集の体裁をなした『四章』及び『ムスリム要諦』は、家庭や学校において教科書として用いられてきたとされる [濱田・塩野崎 2010: iii]。

『四書』の各作品の名称は、校訂本や注釈書によって若干の差異が見られる。たとえば、ロシア帝政期のタシケントで公刊されたと推測される『四書』のリトグラフの標題には以下のように記されているとされる [濱田 2004: 184-185]。

真の援助者の神助によりて、マウラーナー・シャラフッディーン・ブハーリー (Sharaf al-Dīn al-Bukhārī, 没年不詳) の著作、信仰 (īmān) とイスラーム及びそれらの諸条件に関する論考 (risāla) 並びにシャイフ・ファリードウッディーン・アッタール (Farīd al-Dīn al-‘Attār, 1221 年ないし 1229/30 年没) の『忠言の書 (Pand-nāma)』の若干の詩句より成る、『四書』と題されたお清め (ṭahārat), 礼拝 (namāz) 及び齋戒 (rūza) の必須問題集 [濱田 2004: 185 を一部改変]

上記の「論考」は2篇の散文に分かれており [濱田 2004: 185]、当該文献はシャラフッディーン・ブハーリーの韻文、著者不明の散文2篇及び『忠言の書』を合わせた『四書』と呼ばれる。以下、各作品について簡潔に整理する。

1 番目の作品は、シャラフッディーン・ブハーリーの韻文であり、『礼拝入門 (Muqaddimat al-salāt)』もしくは『神の名 (Nām-i Haqq)』と題されるものである。この作品は 1299/1300 年ないし 1303/4 年に完成し、神への崇拜 (ibādāt), シャリーア (sharī‘at) の原則, 義務 (farḍ), スンナ (sunnat), お清め, 礼拝, 齋戒に関する考察が韻文体で綴られている [Urunbayev and Yepifanova 1971: 487; 濱田 2004: 184-185; 塩野崎 2019: 2; Izbullaeva 2019: 37-38]。

2 番目の作品は、元来題が付されていないものであるが、作品冒頭の「汝知れ」の語句より『ベダーン (Bi-dān)』、もしくは本作品が4章構成であることから『四章 (Chahār fasl)』と呼称される。なお、著者や完成年について正確なことは分かっていない。本作品では信仰の知識、イスラームの基柱 (binā‘) 及び祈願 (du‘ā) に加え、『礼拝入門』と同様にお清めや礼拝等に関する事項が散文体の教理問答集の形式でまとめられている [Urunbayev and Yepifanova 1971: 487-488; 濱田 2004, 184-185; 塩野崎 2019, 2-4; Izbullaeva 2019, 37-38]。

そして3番目の作品が、本稿で訳出した『ムスリム要諦 (Muhimmāt al-muslimīn)』である。こちらも『四章』と同様に散文体の教理問答集となっており、著者や完成年について正確なことは分かっていない²⁾。この作品で扱われる内容は多岐に亘り、本稿で訳出した信仰や礼拝の要

²⁾Izbullaeva [2019: 37-38] は、『四書』の著者について完全な情報は存在しないが、おそらくシャラフッディーン・ブハーリー、アドドゥッディーン・イーギー (‘Add al-Dīn al-Ījī, 1355 年没), ジャラールッディーン・キシー (Jalāl al-Dīn al-Kishī, 没年不詳), ガザーリー (Abū Ḥamid al-Ghazālī, 1111 年没), ファリードウッディーン・アッタールのうちの誰かであるとし、うち『四章』の著者としてイーギー、『ムスリム要諦』の著者としてキシーの名を挙げている。ティムール期の学者・政治家であったキシーの経歴については Abudullayeva [2022: 523] を参照されたい。なお、キシーを『四章』の著者に挙げる文献もある [Urunbayev and Yepifanova 1971: 488]。

件に関するものから、次号以降で訳出する予定である法学派 (madhhab) に関する問答から、毛の剃り方に関するものまで存在する。簡潔に述べるならば、本作はシャリーアの基柱について明らかにし、ムスリムの権利及び義務について読者に理解させるための文献と言える [Urunbayev and Yepifanova 1971: 488; 濱田 2004: 184-185; 塩野崎 2019: 2-4; Izbullaeva 2019: 37-38]。なお、『四章』及び『ムスリム要諦』における問答形式は、概ね「 α と問われたならば β のように答えよ (Agar pursand ki < α >, jawāb bi-gū ki < β >)」となっている³⁾ [濱田, 塩野崎 2010]。

そして4番目の作品が、アッタールの『忠言の書 (Pand-nāma)』である。完成年については、アッタールが遅くとも1230年までには没していることからモンゴル時代以前であると推測される。この作品は、クルアーン由来の社交儀礼・道徳の問題に関する原則、東洋医学の事例及び興味深い出来事・逸話等を韻文体で述べたものである [Urunbayev and Yepifanova 1971: 488; 濱田 2004: 184-188; 塩野崎 2019: 2-3; Izbullaeva 2019: 37-39]。

上記内容を整理したものが表1である。

表1 『四書』概観

	作品1	作品2	作品3	作品4
タイトル	『礼拝入門 (Muqaddimat al-salāt)』ないし『神の名 (Nām-i Haqq)』	『ベダーン (Bīdān)』ないし『四章 (Chahār faṣl)』	『ムスリム要諦 (Muhimmāt al-muslimīn)』	『忠言の書 (Pand-nāma)』
完成年	1300年頃	不明	不明	13世紀初頭? (モンゴル時代以前)
著者	シャラフディーン・ブハーリー	不明	不明	ファリードウツディーン・アッタール
テーマ	イスラームに関連した忠告・助言の書			
執筆言語	ペルシア語			
文体	韻文	散文	散文	韻文
概要	神への崇拝, シャリーアの原則, 義務, スンナ, お清め, 礼拝, 斎戒に関する考察	信仰の知識, イスラームの基柱, お清め, 礼拝の知識について明らかにする	シャリーアの基柱, 即ちムスリムの権利について読者に理解させる	クルアーン由来の社交儀礼・道徳の問題に関する原則, 東洋医学の事例及び興味深い出来事・逸話等を述べる

(出所) Urunbayev and Yepifanova 1971: 487-493; 濱田 2004: 184-188; 塩野崎 2019: 2-4; Izbullaeva 2019: 37-39 より筆者作成

³⁾ 本稿における問26及び問30のように、同形式に則らないものも一部存在する。

1.2 『ムスリム要諦』の伝播及び多様な手稿本の存在

前目においては、『ムスリム要諦』が『四書』の中の3番目の作品として収録されており、散文体の教理問答集という性格からペルシア語圏のイスラーム教育において教科書として重要な役割を果たしたことについて述べた。では、その過程において手稿本が流布していくにあたり、内容は換骨奪胎することなく広まっていったのだろうか。

『四書』の手稿本は、現存するものだけでも中央アジア各国を中心に、東は中国、西はトルコ、南はインド亜大陸、北はロシアのヴォルガ・ウラル地域に至るまで遍在している。また、ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト・ペテルブルグ支所には35点の手稿本が所蔵されている他、欧州の複数の図書館にも架蔵されている。更に19世紀以降、ヒヴァ、コーカンド、タシケント、サマルカンド、カザン、イスタンブル、カルカッタ及びラホールにおいてリトグラフが作成された〔濱田・塩野崎 2010: 10-11; 塩野崎 2019: 3〕。

本稿において使用した校訂本〔濱田・塩野崎 2010〕の作成にあたっては、3種類の手稿本ないしリトグラフが参照された。1つ目は1908年にラホールで刊行されたリトグラフ（以下「L本」とする）、2つ目は前目において標題を挙げた、ロシア帝政期に刊行されたと推測されるタシケント版リトグラフ（以下「T本」）、そして3つ目は、校訂本の底本となった、校訂者の1人である濱田が所蔵する、1884年に作成された「家蔵写本」（以下「H本」）である。うちL本及びH本については、『四書』のうち『四章』及び『ムスリム要諦』のみを抜粋したものである〔濱田・塩野崎 2010: 1; 塩野崎 2019: 3-4〕。

L本、T本及びH本を比較すると、問答の数や内容に著しい不一致が見られる（表2参照）。L本より順に問答数が増加していることから、濱田及び塩野崎は、『四章』及び『ムスリム要諦』の書写生たちが自身の関心に合わせて新たな問答を追加していったと推察している〔濱田・塩野崎 2010: 11; 塩野崎 2019: 5〕。更に、バクー所蔵の『四書』（以下「B本」）を調査した塩野崎〔2019, 5-19〕によれば、B本における『四章』及び『ムスリム要諦』の問答数はそれぞれ64以上、78以上であり⁴⁾、上記の推察をより確かからしくするものである。故に、各地に所蔵されているバリエーションについて塩野崎〔2019〕は、原本に書かれたところをそのまま写した本という意味を持つ「写本」に代わり「手稿本」の語を用い、校訂本において濱田及び塩野崎は、書生のムッラー・ミール・マフムード・イブン・ミール・ラジャブ・ディーヴァーンベギー⁵⁾・ナマンガーニー (Mullā Mīr Mahmūd ibn Mīr Rajab Dīwānbygī Namangānī, 没年不詳) に対し「著者」のクレジットを与えたのである〔濱田・塩野崎 2010〕。

表2 各手稿本・リトグラフにおける問答数

	L本	T本	H本
『四章』	43	56	108
『ムスリム要諦』	21	32	220

⁴⁾ B本は一部が欠落しているため、正確な問答数は不明である〔塩野崎 2019: 6-10〕。

⁵⁾ 底本においてはディーヴァーンベギー (Dīwānī Begī) と表記されたが、後に塩野崎〔2019〕がディーヴァーンベギーに訂正した。

(出所) 塩野 2019: 5 より筆者作成

また、内容面の相違について、本稿では筆者が入手したタジク語版『四書』[Sattorzoda 1990]と校訂本を一部対照する。本稿で訳出した問 9「信仰の諸責務はいくつあるか」は、タジク語版では『四章』問 13に相当するが、双方で諸責務の数は12個で一致しているものの、その内容にはやや差異が見られる(表3参照)。

表3 信仰の諸責務 12個

	校訂本	タジク語版
1	学者たちと交流を持つこと	学者たちと交流を持つこと
2	罪人たち (fāsiqān) から離れること	偽信者たち (munofiqon) から離れること
3	[他者の] 唇へ水を与えること	喉が乾いた人へ水を与えること
4	病状を尋ねること	病状を尋ねること
5	孤児たちの頭を慈悲の手で撫でること	老人及び貧者に同情すること
6	ふたりの争う者を仲裁すること	自身の子どもへイスラームを教えること
7	貧しい老人に同情し、何かしらを与えること	自身の家族へ礼拝を教えること
8	死者を洗淨すること	慈悲の手で孤児たちの頭を撫でること
9	路頭にある石を除けること	死者を洗淨すること
10	路頭にある不浄なものを覆うこと	路頭にある石を除けること
11	カアバ神殿を [のまわりを] 旋回 (ṭawāf) すること	父母を参詣 (ziyarat) に連れて行くこと
12	自身の家族に知識を授けること	カアバ神殿を旋回 (ṭawāf) すること

(出所) Sattorzoda 1990: 17; 濱田・塩野崎 2010: 71 より筆者作成

両者を対照すると、学者たちと交流を持つこと(校訂本 1)、病人や孤児等の弱者に目をかけること(校訂本 3, 4, 5, 7)、死者の洗淨(校訂本 8)及びカアバ神殿の旋回(校訂本 11)は双方に共通している。しかし、離れるべき人物の特徴が校訂本 2では罪人たち (fāsiqān) となっているが、タジク語版 2では偽信者たち (munofiqon) となっている。また、校訂本では路頭の清掃に関する責務が2項目に分けられているが(9, 10)、タジク語版では1つにまとめられている(10)。一方、家族に対する知識の教授に関する責務について、校訂本では1項目であるが(12)、タジク語版では同様の内容が2項目に分かれて説明されている(5, 6)。最大の違いは、校訂本 4では争いの仲裁が責務に挙げられているが、タジク語版に該当する記述はなく、代わりに父母を参詣 (ziyarat) に連れて行くことが責務とされている(11)。

このように、『ムスリム要諦』の伝播にあたっては、収録問答数や構成のみならず、問いに対する答えも換骨奪胎していく場合がある。無論、塩野崎 [2019: 20–21] が指摘するとおり、それは各手稿本の「著者」による放縦な編集が行われたという意味ではなく、何らかの論理ないし一貫性が存在すると考えるのが妥当であり、その理屈については今後の検討課題である。加えて濱田や塩野崎が提起するように、問答の構成及び内容の異同より、手稿本の作成者にとっ

での「宗教的なるもの」が何であったか、彼の時代における日常生活の規範が何であったかという大きな問題も浮かび上がる [濱田・塩野崎 2010: iii; 塩野崎 2019: 21]。

2. 『ムスリム要諦』の教義的性質

前項においては、『ムスリム要諦』の普及の様相について論じたが、本項では問答における語の用法やハディースの引用から、『ムスリム要諦』の教義的性質を考察する。

2.1 『ムスリム要諦』が依拠する学派

『ムスリム要諦』は、神学においてはマートゥリーディー学派 (al-Māturīdiya), 法学においてはハナフィー学派 (al-Ḥanafīya) に依拠していると推測される。具体例を今回訳出した問答より挙げるならば、問 4 の回答において「信仰とは、多さや量を持たないような、至高なる神からの賜り物のひとつである」と述べられていることから、信仰増減説を奉じるアシュアリー学派 (al-Ash‘arīya) とは異なり、信仰非増減説を奉じるマートゥリーディー学派 [松山 2016: 314] の学説を採用していると考えられる。

一方、『ムスリム要諦』がハナフィー学派に依拠していることを示す根拠としては、回答の典拠としてアブー・ハニーファ (Abū Ḥanīfa, 767 年没), アブー・ユースフ (Abū Yūsuf, 798 年没) 及びシャイバーニー (al-Shaybānī, 805 年没) の意見を多く取り上げていることが挙げられる。加えて、序文の「信仰の諸義務 (far‘īd), 信仰の諸責務 (wājibāt), (中略) 礼拝の諸義務と諸責務はどうするのか」に見られる、イスラーム法規定の範疇の細分化もハナフィー学派の分類法と一致する。一般に、シャーフイー学派 (al-Shāfi‘īya) 等の他法学派は範疇を義務 (wājib), 推奨 (mustahabb), 許容 (mubāh), 忌避 (makrūh), 禁止 (ḥarām) の 5 つに分け、義務を表す *farḍ* と *wājib* は同義であるとする [中田 2003: 13-14; 小杉 2019: 181; 小杉 2023: 110]。しかし、ハナフィー学派では *farḍ* と *wājib* を明確に区別し、行為の義務性がクルアーンないしスナナの明らかな決定的証拠 (dalīl qaṭ‘ī) を根拠として導かれるものであれば *farḍ* であり、推測的証拠 (dalīl zaṣnī) を根拠として導かれるものであれば *wājib* である [Shurunbulali 2011: 12; 小杉 2023: 111]。それ故、本稿では *farḍ* を「義務」、*wājib* を「責務」と区別して訳出した。

また、今回訳出した部分においては登場しないが、ハナフィー学派においては禁止についても禁止と禁止的忌避 (makrūh tahrīman) に細分化するため、同学派における法範疇は 7 つ⁶⁾ということになる [Shurunbulali 2011: 14; 小杉 2019: 181; 小杉 2023: 110]。

2.2 ハナフィー学派における論拠

前目において、『ムスリム要諦』はハナフィー学派の学説を採用していると考えられると述べたが、問答に用いられる法学用語についてもハナフィー学派に沿って解釈する必要がある。例えば、問 14 の回答において法的異伝 (nawādir-i fiqh) の語が用いられている。この用語法は、あ

⁶⁾ 本稿においては割愛するが、ハナフィー学派においては 9 範疇を用いる場合もある [As‘adī 1990: 34-48; 小杉 2019: 181]。

る法学的意見についてアブー・ハニーファ、アブー・ユースフ及びシャイバーニーのハナフィー学派 3 大学祖が主張したものであるか否か、更にその主張の出典がどの文献にあるかによって用いられる語が正伝 (*zāhir al-riwāya*), 異伝 (*al-nawādir*) 及び外伝 (*al-nawāzil*) に分類されることを踏まえたものであると考えられる。

3 つの語のうち、最も論拠として強いものは正伝である。これはアブー・ハニーファ、アブー・ユースフまたはシャイバーニーによる法学意見で、シャイバーニーが著した 6 冊の文献 (『基本の書 (*al-Aṣl*)』, 『大全集 (*al-Jāmi‘ al-kabīr*)』, 『小全集 (*al-Jāmi‘ al-ṣaḡhūr*)』, 『大スィヤル (*al-Sīyar al-kabīr*)』, 『小スィヤル (*al-Sīyar al-ṣaḡhūr*)』) 及び『補記 (*al-Ziyādāt*)』⁷⁾ にまとめられ、ハナフィー学派法学者の間で広く伝えられた最も権威ある出典を指す [Younas 2022: 59]。

次に続くのが異伝である。これは非正伝 (*ghayr zāhir al-riwāya*) とも呼ばれ、前述の 6 冊に収録されておらず、正伝ほど広く伝えられていないアブー・ハニーファ、アブー・ユースフまたはシャイバーニーによる法学意見を指す [Habib 2020b; Younas 2022: 60]。

最後に 3 つの中で論拠として相対的に最も弱いものとして外伝があり、これはハナフィー学派の通説ではあるが、後代の法学者によって演繹されたものであり、3 大学祖に出典を遡ることができないものを指す [Younas 2022: 60]。

このように、『ムスリム要諦』ではハナフィー学派の専門用語が解説されることなく用いられ、読解にあたっては法学についての予備知識を要する。前項において、『ムスリム要諦』がペルシア語圏におけるイスラーム教義の入門書として用いられたと述べたが、初学者が注釈なしに上記の用語を理解することは困難であることが推測され、モスクやマクタブといった伝統的な宗教教育システムの中において、一定程度の法学知識を有した師による講義が不可欠であったことが窺える。

2.3 ハディース引用におけるセンセーショナリズム：礼拝を埋め合わせた者は地獄行きとなるのか？

『ムスリム要諦』の回答において参照されるハディースの一部には、真正性より大仰さを重視したものも所によって見られる。例えば問 14 において、正当事由 (*‘udhr*) なく礼拝を放棄し、後に埋め合わせた者への処遇として、長期間に亘る地獄での生活が挙げられている。

確かにクルアーンでは、第 4 章 103 節に「礼拝には信仰者に対し定められた時刻の掟がある」とあり、ムスリムは礼拝時刻を遵守しなければならないことに疑いはない。ただし、時刻の掟を破った場合の罰についてクルアーンでは明言されていない。

またハディースにおいては、例えばイブン・ハンバル (*Aḥmad ibn Ḥanbal*, 855 年没)、ティルミズィー (*al-Tirmidhī*, 892 年没)、ナサーイー (*al-Nasā‘ī*, 915 年没) 及びイブン・マージャ (*Ibn Mājah*, 887 年没) が伝えるものとして「我々と彼ら [信仰者] の間の約束は礼拝である。それ故礼拝を放棄した者は不信仰者である」[Tabrīzī 1987: vol. 4, 181], ブハーリー (*al-Bukhārī*, 870 年没)

⁷⁾ 本稿では正伝の出典を構成するシャイバーニーの著作を上記の 6 冊としたが、異説も存在する。詳細は Habib [2020a] を参照されたい。

のハディース集には「アスルの礼拝を放棄した者について、彼の行いは無効となる」[Bukhari 1997: vol. 1, 332] といった記述があり、これに従えば礼拝を怠った者は不信仰者であり、その者の善行は無効化される。しかし地獄での罰について確かな記述は存在せず、その存在について支持するウラマーも管見の及ぶ限りほとんど存在しない。例外として、20世紀インドのデーオバンド派ハディース学者ムハンマド・ザカリヤー・カーンドハラウィー (Muhammad Zakariyā al-Kāndhlawī, 1982年没)⁽⁸⁾が、本稿問14で登場するハディースに近い文言を『諸行為の美德 (Fazā'il-e a'māl, 原本ウルドゥー語)』において肯定的に引用している。カーンドハラウィーによるハディースの原文及びその注釈は以下のとおりである⁽⁹⁾。

預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は以下のようにおっしゃった。礼拝の定刻が過ぎるまで礼拝を放棄し、後刻に埋め合わせを行う者は、地獄において1周期 (ḥuqb) に亘り苦しめられる。その周期は80年であり、1年は360日であり、1日は現世の1,000年である (『敬虔なる者たちの集い (Majālis al-abrār)』⁽¹⁰⁾に同様のものがある)。

[このハディースについて] 私 (カーンドハラウィー) は以下のように述べる。私が所有するハディース文献において上記ハディースを見つけることが出来なかったが、我々のシャイフたちのシャイフであるシャー・アブドウルアズィーズ・ダハラウィー (al-Shāh 'Abd al-'Azīz al-Dahlawī, 1746–1824年) は、『敬虔なる者たちの集い』を賞賛した。

ラーギブ・イスファハーニー (al-Rāghib al-Isfahānī, 1108/9年没) は、至高なる神の言葉「背信者はいつまでも地獄の中に住むであろう (labithīna fi-hā aḥqāban)」⁽¹¹⁾について、周期の集合即ち期間は、一説に1周期は80年であるとも言われるが、その周期は曖昧な期間であるのが真正であると述べている。

イブン・カスィール (Ibn Kathīr, 1373年没) は、「災いなるかな、礼拝する者でありながら、自身の礼拝を蔑ろにする者」⁽¹²⁾の注釈において、イブン・アッバース (Ibn 'Abbās, 687年没) による「地獄には涸れ谷があり、地獄はその涸れ谷からの庇護を毎日400回に亘って求めている。その涸れ谷は預言者ムハンマドのウンマにおける偽善者たち (murā'ūn) を待ち受けている」とのハディースを引用している。

アブー・ライス・サマルカンドイー (Abū al-Layth al-Samarqandī, 983年没) は、『眼の休息 (Qurrat al-'ayn)』⁽¹³⁾において、イブン・アッバースによる伝承として、その涸れ谷は礼拝を遅らせる者の住処であると述べている。

⁽⁸⁾ 彼はタブリーギー・ジャマーアト創設者ムハンマド・イルヤース・カーンドハラウィー (Muhammad Ilyās al-Kāndhlawī, 1885–1944年) の甥にあたる。

⁽⁹⁾ ウルドゥー語の原本においても、ハディースの原文と一部注釈はアラビア語で書かれている。なお理由は不明であるが、当該ハディースはアラビア語版 [Kāndhlawī 2011] において削除されている。

⁽¹⁰⁾ Āqḥisārī n.d.

⁽¹¹⁾ クルアーン 78: 23.

⁽¹²⁾ クルアーン 107: 4-5.

⁽¹³⁾ Samarqandī 2010.

サアド・イブン・アビー・ワッカース (Sa'd ibn Abī Waqqās, 674年没) は、「自身の礼拝を蔑ろにする者」⁽¹⁴⁾を引用した上で、その者は礼拝を定刻より遅らせる者であると述べた。

ハーキム (al-Ḥakīm al-Nīsābūrī, 1014年没) は同ハディースについて真正であるとしたが、バイハキー (al-Bayhaqī, 1066年没) は判断を保留した。ハーキムは、アブドゥッラー・イブン・マスウード (ʿAbd Allāh ibn Masʿūd, 652/53/54年没)⁽¹⁵⁾が「[預言者たちの後継者が礼拝を怠り欲望に付き従ったので、彼らは] やがて破滅に直面することとなるだろう」⁽¹⁶⁾について「地獄の涸れ谷は底が遠く、不快な味がする」と述べ、右の伝承経路は真正であると述べた [Kāndhlawī 2009: 391]。

上記ハディースと本稿問 14における記述では、地獄の周期 (前者では1周期、後者では80周期) 及び地獄における1日の長さの現世換算 (前者では1,000年、後者では50,000年) が異なるものの、礼拝を遅らせる者に対し、途方もない年数に亘る地獄での災苦が待ち受けているという趣旨は共通している。

以下、カーンドハラウィーの主張を支える出典について確認する。まず『敬虔なる者たちの集い』とは、オスマン朝期のハナフィー学派法学者、神学者及びスーフィーであったアフマド・ルーミー・アークヒサーリー (Aḥmad ibn Muḥammad al-Rūmī al-Āqḥiṣārī, 1632年没) が著した、バガウィー (al-Baghawī, 1122年没) によるハディース集『スンナの灯明 (Maṣābīḥ al-sunna)』の注釈書である [Sheikh 2011: 67]。しかし、筆者は『スンナの灯明』をタブリーズィー (al-Tabrīzī, 1248年没) が増補した『灯明の壁龕 (Mishkāt al-maṣābīḥ)』 [Tabrīzī 1987] を参照したものの、該当するハディースを見出すことはできなかった。それ故、カーンドハラウィーも関連する教友及び学者の記述を傍証に用いて真正性を議論している。

それでは、カーンドハラウィーの傍証を検討してみよう。彼の論理は、大筋として地獄には涸れ谷があり、それは礼拝を遅らせる者の住処であるというものである。しかし、涸れ谷の出典として挙げられているイブン・カスィールのクルアーン注釈について、筆者が確認した限りで該当する記述はなく、クルアーン第107章4-5節が指す礼拝を行うものの蔑ろにする者について、イブン・アッバース及びその他が「外面上は礼拝するが、内心では礼拝しない者」 [Ibn Kathīr 1984-85: vol. 8, 514; Ibn Kathīr 2009: vol. 30, 368] と述べたと記されているに留まる。加えてサマルカンドィーの引用部分について、確かに『眼の休息』において該当する記述は存在したが、筆者が参照した校訂本を注解したサイイド・アラビー (al-Sayyid al-ʿArabī) は、当該ハディースの伝承経路を辿ることはできないと述べている [Samarqandī 2010: 14]。このように、カーンドハラウィーの傍証についても出典をたどれないが故に破綻していると言わざるを得ない。

⁽¹⁴⁾ クルアーン 107: 5.

⁽¹⁵⁾ イブン・マスウードは、預言者ムハンマドの教友。預言者の日常生活の便宜を図り、身近に彼の言葉を聞く立場にあった [医王秀行, 「イブン・マスウード」, 『岩波イスラーム辞典』, 166-167]。

⁽¹⁶⁾ クルアーン 19: 59. ただし直後の60節には「だが悔悟して信仰し、善行を行う者は別である。これらの者は樂園に入り、全く不当な扱いを受けることはない」とある。

以上のとおり、管見の及ぶ限りでは本ハディースを真正なものとして扱うウラマーはおらず、例外として挙げられるカンドハラウィーについてもその主張は根拠の乏しいものである。Khaki [2007: 552] は『ムスリム要諦』をはじめとする『四書』について、地理的にイスラーム思想の潮流から離れた中央アジアやアフガニスタンにおいて普及したため、引用するハディースの具体的内容や整合性について深く理解及び解釈することが難しかったと推測しており、上記のものに代表される脆弱なハディースが『ムスリム要諦』において挙例として収録された背景にはそのような事情があった可能性も考えられる。

II. 翻訳

慈悲深く慈愛遍きアッラーの御名の下に

預言者——彼に平安あれ——はおっしゃった、知識 (‘ilm) を求めることは全てのムスリム及びムスリマにとって義務 (farīda) である——神の使徒、まさにそのとおりであります——⁽¹⁷⁾。

すなわち、使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——はおっしゃった。知識を求めることは、男、女、奴隷、自由身分を含むムスリム全員にとって宗教的義務である。この「知識」[という言葉に] 意図されているものは [以下の] 4つの知識である。(1) タウヒード (tawhīd) の知識、(2) 礼拝の知識、(3) 齋戒の知識及び (4) 月経 (hayd)・出産 (nifās) の知識。さて、これらの知識はムスリム全員にとって義務であり、これら [に関する] 諸問題を学んで記憶することもまた義務であることを知りおきなさい。イマーム・アブー・ハフス・ブハーリー (Abū Ḥafṣ Bukhārī, 832 年没)⁽¹⁸⁾——彼にアッラーの御慈悲あれ——は、礼拝を行い、礼拝において義務であることのすべてを実行し、しかしながらそれらの義務の名称を知らない⁽¹⁹⁾ようなムスリムたちの礼拝は有効 (rawā) ではないと述べている。それ故に、信仰の諸義務、信仰の諸責務⁽²⁰⁾、[アッラーへの] 帰依 (islām) の諸条件 (sharā’it), 信仰の根幹 (aṣl), 信仰の頭 (sar), 信仰の心、信仰の根、信仰の外皮、信仰の種子、信仰の土壌、信仰の葉、信仰の水はいかなるものか、礼拝の諸義務と諸責務はいかなるものか、礼拝の諸条件はいかなるものか、自発的礼拝

⁽¹⁷⁾ *Mishkāt al-maṣābīh*, no. 218 参照 [Tabrīzī 1987: vol. 2, 76]。なお、ここまでアラビア語で記述されており、以降はペルシア語となる。

⁽¹⁸⁾ アブー・ハフス・ブハーリーは、西暦8世紀後半から9世紀前半にかけてブハラで活躍したハナフィー学派法学者。バグダードにてシャイバーニーにハナフィー学派法学を師事し、マー・ワラー・アン=ナフル (Mā Warā’ al-Nahr) へ初めてハナフィー学派をもたらした人物として知られる。故郷に戻った後ブハラでマドラサを設立し、このマドラサについてハンガリーの歴史学者ヴァーンペーリ (Vámbéry Ármín, 1913 年没) は、アラブ帝国全域における学者・学生がそこでの学習を望む最良のマドラサであったと評価している [Mustofo 2021]。

⁽¹⁹⁾ 礼拝に入る際はどの種類の礼拝を行うのかを含めて意図を持つ必要があるとされる [Salakhsī 2001: vol. 1, 81–82]。

⁽²⁰⁾ 義務 (farḍ) と責務 (wājib) の区別については第I節2項1目に詳しい用語解説を付した。

(*nawāfil-i namāz*)⁽²¹⁾はいかなるものか、礼拝の無効条件はいかなるものか、タヤンムム (*tayammum*)⁽²²⁾に関する諸義務はいかなるものか、お清めに関する諸義務はいかなるものか、イスラームの広く知られた事柄の解説はいかなるものか、巡礼 (*hajj*) の諸義務はいかなるものか、喜捨 (*zakāt*) の諸義務はいかなるものか、喜捨の作法はいかなるものか、ラマダーンの齋戒義務、ラマダーンの作法、ラマダーンの責務はいかなるものかを知ること、礼拝の諸作法を知することは、ムスリム全員にとって責務であり必須である。これらの諸問題は重要なものである。それ故に、初学者たちが「これらの諸問題を」理解 (*pasandīdan*) することを願い、本書に『ムスリム要諦 (*Muhimmāt al-muslimūn*)』という名が付された。アッラーが最もよく知り給う。

①もし信仰の否定 (*tankī*) とはいかなるものかと問われるならば次のように答えよ。

信仰の否定とは礼拝を行わずにいることである。ハディースでは以下のようにある。「預言者——彼に平安あれ——はおっしゃった。礼拝は宗教の柱である」⁽²³⁾。また、「忍耐は喜びの鍵である」⁽²⁴⁾。

②もし信仰の完全 (*kamāl*) とは何であるかと問われるならば次のように答えよ。

完全とは、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——が「忍耐は喜びの鍵である」とおっしゃったように、忍耐且つ感謝である。

③もし信仰の安住の場とはいかなるものかと問われるならば次のように答えよ。

信仰の安住の場は信仰するしもべの心である。伝承では以下のようにある。「至高なるアッラーがご覧になる場所は信仰するしもべの心の中である。それ故に、信仰の安住の場は信仰するしもべの心である」⁽²⁵⁾。

⁽²¹⁾ 義務礼拝の他に追加してイスラーム法的に認められる自発的礼拝のこと [森伸生, 「ナフル」, 『岩波イスラーム辞典』, 713]。

⁽²²⁾ 礼拝のために土で浄化すること。水を得ることができない者、病のために水が使えない者がウドゥーやグスルを必要とする場合にタヤンムムを行う [森伸生, 「タヤンムム」, 『岩波イスラーム辞典』, 615]。

⁽²³⁾ *Shu'ab al-īmān*, no. 2807 参照 [Bayhaqī 2000: vol. 3, 39]。

⁽²⁴⁾ 底本ではアラビア語のハディースの後にペルシア語で直訳が付されているが、重複を避けるためにペルシア語部分の翻訳を省略した。なお、管見の限りでは該当するハディースを見出すことができなかった。また、喜び (*farah*) の部分が成功 (*faraj*) となっているものがアラビア語の格言として紹介される場合があるが、これもハディースに直接の出典があるものではなく、忍耐を賛美する関連ハディースの趣旨を汲んだものである。関連ハディースの例としては「怒りを表すことができるにも関わらずそれを抑える者は、完全なる神が復活の日に彼を人々の頭上に呼び寄せ、彼の望む天女を選ばせる」[Abū Dāwūd 1950–51: vol. 4, 344], 「強き者とは格闘する者ではなく、怒った際に自制する者である」[Muslim 2007: vol. 6, 472] 等がある。

⁽²⁵⁾ 当該箇所はペルシア語で記述されるが、全く同内容のハディースを見出すことはできなかった。

④もし信仰とは何かと問われるならば次のように答えよ。

信仰とは、増減しない⁽²⁶⁾ような、至高なる神からの賜り物のひとつである。

⑤もし至高なる神は信仰を何から創り出したのかと問われるならば次のように答えよ。

至高なるアッラーは信仰を光 (nūr) から創り出した。

⑥もし信仰にはいくつの種類があるかと問われるならば次のように答えよ。

信仰には5種類ある。1つ目の信仰は [神によって] 刻印された信仰 (īmān-i maṭbū‘) である。刻印された信仰は天使たちの信仰である。2つ目の信仰は無謬の信仰 (īmān-i ma‘ṣūm) である。守護された信仰は預言者たちの信仰である。3つ目の信仰は [神によって] 受容された信仰 (īmān-i maqbūl) である。受容された信仰は信仰者たちの信仰である。4つ目の信仰は [神によって] 判定停止された信仰 (īmān-i mawqūf) である。判定停止された信仰は逸脱者たち (mubtadi‘ān) の信仰である。5つ目の信仰は [神によって] 拒絶された信仰 (īmān-i mardūd) である。拒絶された信仰は偽信者たち (munāfiqān) の信仰である。

⑦もし信仰が継続するための条件はいくつあるかと問われるならば次のように答えよ。

信仰が継続するための条件は3つある。1つ目は信仰の獲得を喜ぶこと。2つ目は信仰の消滅を悲しむこと。3つ目は信仰の破滅を恐れることである。

⑧もし信仰の属性はいくつあるかと問われるならば次のように答えよ。

信仰の属性は7つある。1つ目は神秘的なものに対する信仰を持つこと。2つ目は神秘的なものについての知識を至高なる神に限られるものとして知ること。3つ目は天国 [を思うこと] が地獄を見えなくすること。4つ目は至高なる神がお許しになったこと (ḥalāl) を許されたものと知り且つ許されたものを信じること。5つ目は至高なる神が禁止なされたこと (ḥarām) を禁止されたものと知り且つ禁止されたものを信じること。6つ目は畏怖。つまり至高なる神の懲罰 (‘idhāb) を恐れること。7つ目は希望。つまり至高なる神の慈悲を望んでいること。

⑨もし信仰の諸責務はいくつあるかと問われるならば次のように答えよ。

信仰の諸責務は12個ある。1つ目は学者たち (‘ālimān) と交流を持つこと。2つ目は罪人たち (fāsiqān) から離れること。3つ目は [他者の] 唇に水を与えること。4つ目は病状を尋ねるこ

類似ハディースとしてムスリム (Muslim ibn al-Hajjāj, 875年没) の挙げる「アッラーはおまえたちの見た目や財をみるのではなく、おまえたちの心と行いを見るのだ」 [Muslim 2007: vol. 6, 432] を参照されたい。

⁽²⁶⁾ マートウリーディー学派の多数説では信仰が増減しないとされるが、アシュアリー学派の多数説やハディースの徒 (Ahl al-Ḥadīth) の定説では信仰が増減するとされる [松山 2016: 314]。

と。5つ目は孤児たちの頭を慈悲の手で撫でること。6つ目はふたりの争う者を仲裁すること。7つ目は貧しい老人に同情し、何かしらを与えること。8つ目は死者を洗浄すること。9つ目は路頭にある石を除けること。10個目は路頭にある不浄なものを覆うこと。11個目はカアバ神殿 [のまわり] を巡回 (ṭawāf) すること。12個目は自身の家族に知識を授けること。

⑩もし信仰の根幹とは何かと問われるならば次のように答えよ。

神 (Haqq) ——祝福あれ、いと高くあれ、そして力強く偉大なれ——の思し召し (‘ināyat) である。

⑪信仰は信仰者に対する義務であるのかまたはスンナであるのか²⁷⁾と問われるならば以下のよう
に答えよ。

信仰は不信仰者たち (kāfirān) に対する義務である一方、信仰の行為は信仰者たちに対する義務である。

⑫信仰行為とはいかなるものと問われるならば次のように答えよ。

信仰行為とは、礼拝、聖ラマダーン月の齋戒、巡礼、財産の喜捨といったものである。

⑬アッラーの使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——への追従 (muṭāba‘at) とは何かと問われるならば次のように答えよ。

アッラーの使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——への追従は義務である。なぜならば、至高なる神は、お前たちに対し使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——がもたらしたものを実行し、お前たちにとって避けるべきものを行わないよう命令なされたのであり、従って使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——の命令を遂行することが義務であるということが明らかになったのである。使徒——彼に平安あれ——は、「私の慣行を無視するいかなる者も、私の取りなしを受けることを禁じられる」とおっしゃった。

また、預言者——彼にアッラーの祝福と平安あれ——はおっしゃった。「私の慣行を生きるいかなる者も正に私を生きるのである。また私を正しく理解するいかなる者も、復活の日 (rūz-i qiyāmat) に私と共に天国にあるだろう」。使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——の慣行に生きるということは、宗教知識を学ぶこと——そうすれば信仰するしもべが礼拝における諸問題について、その(礼拝における諸問題の) 解決策を学び知っていない [という状態] から、彼の礼拝が正しいものとなる——が男性信仰者たち及び女性信仰者たちにとり義務であるが故、宗教知識を実践し、シャリーアを学ぶことである。仮にある人が礼拝の諸条件を知らず、[礼拝を] 実行していないのならば、彼の礼拝は無効である。審判の日にそれは帳簿 (hisāb) に残り、

²⁷⁾ 底本では「スンナを伴う義務であるのか (farḍ-st bā sunnat)」となっているが、回答文との整合性に鑑み「義務であるのかまたはスンナであるのか (farḍ-st yā sunnat)」と読む方がより適切であると考えられる。

[当人にとって] 不利なものとなる。

自身と自身の子供たちを無知の闇から脱出させ知識の光に連れていくような人と、それを実行するところの知識という幸せ (*khush-hāl*) は、いかにその報償が多くあろうと、[神は] 知識をもって 5 回礼拝するいかなる者たちにも与える。至高なる神は、至高なる神の道において 1000 人の殉教者を殺害したのであろう。

⑭ 礼拝を放棄する者は何をされるのかと問われるならば次のように答えよ。

使徒——彼に平安あれ——は、不信仰 (*kufir*) と礼拝をしない信仰 [の境] について言明していない。また、礼拝を法的な正当事由なしで放棄し、意図的に実行しない者はみな不信仰者となる。すなわち、容易に推定されるわけだが、ハディースによると、イマーム・シャーフィイー (*Imām-i Shāfiʿī*, 820 年没) ——彼にアッラーの御慈悲あれ——は、「彼は殺される」とおっしゃった。これは『教訓詩 (*al-Manzūma fī al-khilāfīyāt*)』⁽²⁸⁾における⁽²⁹⁾伝承 (*riwāyat*) である。我々の学者 (ハナフィー学派) の考えでは、一昼夜礼拝を行わない者はみな、罪人となり、彼の証言は [法廷で] 聞かれない。この伝承はイマーム・アブー・ハニーファ——彼にアッラーの御慈悲あれ——由来のものである。また、他の伝承でも同様であり、法的な正当事由なしに一昼夜礼拝をしない者はみな、彼を殺害することが正しい。この伝承は法的異伝⁽³⁰⁾である。また、次のような法的異伝もある。礼拝を軽んじる者、すなわち良く行わない者はみな、死亡時に信仰告白 (*shahāda*) の言葉が出てこず、信仰告白の言葉を言うことができない。使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——はおっしゃった、最大の罪は 2 つの義務を 1 回で行うこと、すなわち礼拝を行う時間 [の終わり] まで遅らせ、[その後] 埋め合わせ (*qaḍā*) をすることである。また、預言者様——彼にアッラーの祝福と平安あれ——はおっしゃった。以後の時間に埋め合わせをするいかなる者も、地獄における 80 周期が待っている。1 周期は 80 年であり、1 年は 360 日であり、1 日は現世 (*in jahān*) の 5 万年である⁽³¹⁾。同様に、一回礼拝をせず、その後埋め合わせをする者に対する罰は正当である。礼拝を実行しない者の状態はいかなるものか。罰からの救済は礼拝の実行であるので、礼拝の実行は、全ての理性を持ち (*ʿāqil*) 成人した (*bāligh*) ムスリムに対して義務である。天国の人々は地獄の人々に「我々が礼拝をする者たちではない、つまり礼拝をしないならば、我々は地獄の炎に処せられるのだ」⁽³²⁾と答えるのであると、至高なる神が啓示を下しているの、礼拝を放棄する者への罰は正当である。

⑮ 礼拝が義務となるのは何によるものかと問われるならば次のように答えよ。

礼拝が義務となるのは、クルアーン、ハディース及びウンマの合意 (*ijmāʿ*) により知られて

⁽²⁸⁾ Nasafi 2010.

⁽²⁹⁾ wa を dar に置き換えて訳出した。

⁽³⁰⁾ 第 I 節 2 項 2 目において詳しい用語解説を付した。

⁽³¹⁾ 同ハディースの出典に関しては第 I 節 2 項 3 目を参照されたい。

⁽³²⁾ クルアーン 74: 40–43.

いる。クルアーンにおいては、「至高なる神が、礼拝や喜捨を継続的に言い、使徒——彼に平安あれ——の命令を遵守せよ。我がお前たちに慈悲を垂れるように」⁽³³⁾と命じている。

⑯至高なる神の命令にはいくつの種類があるかと問われるならば次のように答えよ。

至高なる神の命令には 2 種類ある。ひとつは、我々のためのスンナである。食べろ、飲め⁽³⁴⁾と命じているように、それ(スンナ)は許容行為 (*mubāh*) と呼ばれる。もうひとつは、確立されたもの (*bar-pā*) である。使徒——彼に平安あれ——が、礼拝を行え、喜捨を施せと命じているように、義務と呼ばれる。ハディースにおいては、アブドゥッラー・イブン・マスウードが使徒——彼に平安あれ——から伝えたところによると、次のように彼は言った。ムスリムの土台は 5 点ある。1 つ目は [ムハンマドが] 神のしもべであり神の使徒であるというところまでの信仰告白の言葉を述べること、2 つ目は [1 日] 5 回の礼拝実行が義務であること、3 つ目は財産の喜捨を施すこと、4 つ目は聖ラマダーン月の齋戒を行うこと、5 つ目は可能であれば——つまり [巡礼に] 行くことができるほどの財産を所持しており、その他の諸条件 [を満たしている] ならば——イスラームの巡礼を行うことである⁽³⁵⁾。

⑰ある人が旅の糧食をくれたが、旅の糧食が少ないために巡礼に行かなかった場合、[巡礼の] 実施は彼から免じられるのか否かと問われるならば次のように答えよ。

『フサームの法理論学 (*al-Uṣūl al-Ḥusāmī*)』⁽³⁶⁾には次のようにある。巡礼を行うとき、また齋戒明けの浄財 (*ṣadaqa-yi fitr*) を与えるとき、旅の糧食がない限り減額ないしは延期され、また財産の喜捨においては財産が最小限度額 (*nisāb*) より少ない限り延期される。齋戒明けの浄財と喜捨は行うことにおいて同様 [の規定] である。

ところで、合意によって礼拝が義務であると述べた。合意は以下のとおりである。使徒——彼に平安あれ——の時代から今日に至るまでのムスリム全員が、礼拝が否定の余地なく義務であることにおいて一致している。つまりいかなるウンマの学者も礼拝が義務でないとは言わない。また預言者——彼に平安あれ——が「私のウンマは誤謬 (*gumrahī*) の上に集結しない」⁽³⁷⁾とおっしゃったため、合意は最も有力な法源 (*hujjat*) のひとつである。そして、礼拝が義務であることはクルアーン、ハディース及びウンマの合意から知られている。

⁽³³⁾ クルアーン 24: 56, 9: 71 などに類似の表現がみられる。

⁽³⁴⁾ クルアーン 2: 186.

⁽³⁵⁾ ナサーイーのハディース集 [Nasā'ī 2007: vol. 6, 27] によると、このハディースを伝えたのはアブドゥッラー・イブン・ウマル ('Abd Allāh ibn 'Umar, 693 年没) である。

⁽³⁶⁾ Akhsikathī 1955.

⁽³⁷⁾ イブン・マージャのハディース集 [Ibn-i Māja 2000: vol. 5, 282] によると、このハディースの伝承経路は脆弱 (*da'if*) と評価されている。同様のハディースとしてティルミズイーのハディース集に「アッラーはムハンマドのウンマを誤謬 (*dalāla*) の上にまとませることはない」 [Timidhī 2007: vol. 4, 227] が収録されているものの、こちらの伝承経路も脆弱と評価されている。一方、イブン・マージャのハディース集に「誠にアッラーは私のウンマから間違い (*khata*)、忘却及び強いられたものという重荷を下ろした」 [Ibn-i Māja 2000: vol. 3, 224] とのハディースがあるが、右の伝承経路は真正 (*ṣahīh*) と評価されている。

⑱ [預言者が] 言ったところの礼拝 (namāz-i gufta) とは何を指すのかと問われるならば次のように答えよ。

知られた諸行為と特定の諸柱については [預言者が] 言ったところの礼拝と言う、つまり「アッラーは偉大なり」と言うこと (takbīr), 直立 (qiyām), [クルアーンの] 読誦 (qirā'at), 立礼 (rukū'), 平伏 (sujūd) そして最後の着座 (qa'da) を指すのである。礼拝の時間に達していない際に礼拝することは責務ではない。礼拝の実行は、理性のある成人ムスリム全員にとって義務であり、礼拝の諸条件はお清め、清潔な服装、意図 (nīyat) すること、陰部 ('awrat) を覆い隠すこと及び顔をキブラに向けることである。

⑲ 礼拝の 2 ラクア (rak'at) ⁽³⁸⁾ ではいくつのものが義務であるかと問われるならば次のように答えよ。

礼拝の 2 ラクアでは 12 個のものが義務である。6 個は礼拝の外 (bīrūn) にあるものであり、6 回は礼拝の内 (darūn) にあるものである。礼拝の外にある 6 個のものは礼拝の諸条件と言われているが、礼拝の外に [行われるべき] 行為をすることはイマーム・アブー・ハニーファによると義務である。最後の着座のパートは、しもべと使徒がイスラームの道を開くよう祈念 (tahīyat) を捧げる次第である。

アブー・ハフス・ブハーリーは以下のように述べている。この 12 個の問題の名称を知らない、つまり条件及び要素を知らないいかなる者も、いかに [礼拝を] 実行しても有効ではなく、もし清潔な場所で [礼拝] しても不浄 (najāsāt) が周りにある中であれば、礼拝は有効であるが忌避される。片足を地に置いたまま、もう片足を上げた際に、各足下に法定ディルハム⁽³⁹⁾ [の大きさ] に満たない不浄がある場合も [有効だが忌避される]。一方で、仮に足下に法定ディルハム [の大きさ] 以上の不浄があつて、各両足がその不浄の上にある場合 [礼拝は無効である]。最初から最後まで礼拝の構成要素を行う際に、足がその足元にある不浄の上にあるような [不浄の] 量は、彼の礼拝場所において法定ディルハム [の大きさ] の不浄より少なく [なければならぬ]。もし平伏する際に彼の顔及び両足がこのような不浄なものの上であれば、この不浄が重度 (ghalīz) である場所ならば、彼の礼拝は無効であるが、仮に 3 回平伏する前に両足を清潔な場所に置けば、彼の礼拝は有効である。一方、もし不浄が軽度 (khafīf) であれば有効である。軽度の不浄とは、その肉がハラールである動物の不浄である。

もし平伏を不潔な (palīd) 場所で行い且つそれを知らなかった場合、その補填として清潔な場所で再度の平伏を行えば、イマーム・アブー・ユースフの説によれば有効である。また、イマーム・アアザム [・アブー・ハニーファ] (Imām-i a'zam; Abū Ḥanīfa) 及びイマーム・ムハンマド [・シャイバーニー] (Imām-i Muḥammad; al-Shaybānī) ——両者にアッラーの御慈悲あれ——の説も [右に] 続いている。仮に両手を不潔な場所に置き、清潔な場所で平伏した場合、イマ

⁽³⁸⁾ 礼拝の一連の動作を指す単位のこと [森伸生, 「サラート」, 『岩波イスラーム辞典』, 417-418]。

⁽³⁹⁾ 1ディルハムは約3.125gである [「イスラーム世界の度量衡単位表」, 『岩波イスラーム辞典』, 1141]。

ーム・シャーフィイー——彼にアッラーの御慈悲あれ——の説によると有効ではないが、イマーム・アブー・ハニーファ、イマーム・アブー・ユースフ及びイマーム・ムハンマド〔・シャイバーニー〕——彼らにアッラーの御慈悲あれ——によると有効である。これは『教訓詩』にある。

⑳もしある人が膝を清潔でない場所に置き、清潔な場所で平伏した場合は正しいのか否かと問われた場合、以下のように答えよ。

学者たちの説によると有効であるが、真正〔な伝承〕によると有効でない。

㉑もし各両足を地の上に置くことは何であるのかと問われるならば次のように答えよ。

各両足を地の上に置くことは義務である。もし片足が地の上にあり、もう片足を地の上に置かない場合、彼の礼拝は無効ではない。仮に各平伏 2 回において各両足が地の上になければ、彼の礼拝は無効である。

㉒もし不浄な地に草が生えたならば清浄か否かと問われるならば、以下のように答えよ。

空中にあるような草は清潔であるが、その（不浄な地）の中に〔生えているもの〕は不浄であり不潔である。仮にその草をその不浄の上に動かし、その上で礼拝を行う場合は、不浄が覆われているという条件つきで有効である。

空中にあるような草は清潔であるが、それ〔不浄な地〕の中に〔生えているもの〕は不浄であり不潔である。仮にその草がその不浄の上にたなびいており、その上で礼拝を行う場合は、不浄が覆われているという条件つきで有効である。

㉓もしある一面が清潔で、〔別の〕ある一面が不潔な麻布の上での礼拝は成り立つか否かと問われるならば、以下のように答えよ。

イマーム・タハーウィー (Imām-i Ṭaḥāwī, 933 年没)⁽⁴⁰⁾は以下のように述べている。清浄な一面を頭上に吊るし、清浄な一面の上に不浄な一面がはためかないようにしながら礼拝をすれば有効である。これはシャイフルイスラーム・アブー・ナスル・イブン・ヤフヤー (Shaykh al-Islām-i Abū Naṣr ibn Yaḥyā, 没年不詳)⁽⁴¹⁾の説であるが、シャイフルイスラーム・ブルハーン・マッディーーン (Shaykh al-Islām-i Burhān al-Dīn al-Marghīnānī, 1197 年没)⁽⁴²⁾の説では、仮に着座及び平伏の場

⁽⁴⁰⁾ タハーウィーは、エジプトのハナフィー学派法学者。シャーフィイー学派からハナフィー学派に転じ、シャイバーニー『大全集』『小全集』への注解、契約書式等の実務書、ハディース原典批判の書などを著した〔仁子寿晴、「タハーウィー」、『岩波イスラーム辞典』、607-608〕。

⁽⁴¹⁾ 本稿ではこの人物について同定することができなかった。可能性のある人物としてアブー・ナスル・イブン・ヤフヤー・サマルカンディー (Abū Naṣr ibn Yaḥyā al-Samarqandī, 10 世紀頃没) [Sayyid 1983: vol. 3, 203] 等が挙げられる。

⁽⁴²⁾ ブルハーン・マッディーーン・マルギーナーニーは、中央アジア（現在のウズベキスタン）の都市マルギランで活躍したハナフィー学派法学者。彼の著作『ヒダーヤ (al-Hidāya)』は、後代の法学者が注釈書を付すことにより、ハナフィー学派法学の主たる系統の 1 つの源流となった〔両角吉晃、「マル

所が清潔であれば有効であり、大きな麻布は地面と〔同様の〕法判断 (*ḥukm*) が適用される。

④もし不潔な筵 (*būryā*) の上ではどのように礼拝をすればよいかと問われるならば次のように答えよ。

『ザヒール FATAWĀ AL-ZAHĪRYĀ』⁽⁴³⁾によると、筵が清潔でない場合、〔それが〕乾いているか否かを見る。もし乾いている場合はその筵から不潔な場所を擦らないし削り取ることによって清潔になる。もし湿っている場合は清潔な水で3回洗えば清潔となるが、麻布が不潔な場合はその不潔な部分を洗浄し、一昼夜その麻布を流水にさらし、その結果水がその麻布を通り過ぎて清潔となる。また、〔同〕FATAWĀ AL-ZAHĪRYĀによると、すべてお前が2つに裂くものは2つにされる〔べきだ〕。同様に、*s-b-ṭ-r*⁽⁴⁴⁾板も2枚の板にする〔ならばそう〕される〔べきだ〕。もしこのような板の一面や、この板のごときものが不潔な場合、もう一面の清潔な上で礼拝すれば有効である。もし地より分離した石またはレンガが不潔な場合、洗浄しない限り清潔でない。もし地面の中にある、即ち地に接しているものである場合、乾燥していれば清潔であり、石及びレンガもまた乾燥していれば清潔である。もし一面が清潔でもう一面が清潔でない毛皮であれば、清潔な面で礼拝をすることはアブー・ハサン (Abū al-Ḥasan, 没年不詳)⁽⁴⁵⁾の説では有効であるが、シャイフルイスラーム・ブルハーヌッディーンの説によると有効でない。もし清潔な布地 (*jāma*) があり、2つの端 (*taḥ*) のうち一端は清潔で、もう一端が不潔な場合、清潔な方の上で礼拝をすることはイマーム・ムハンマド〔・シャイバーニー〕の説によると正しいが、イマーム・アブー・ユースフの説によると正しくない。この伝承は『教訓詩』の中にある。学者たち (*mashā'ikh*) は、このふたりの巨頭の学説の相違 (*ikhtilāf*) について、更なる相違に辿り着いた。一部〔の学者〕が言うには、相違は使い古された布地についてであり、もし使い古されていない布地であるならば〔学者たちの法判断は〕一致して (*bi-ittifāq*) 礼拝は有効なのである。〔使い古された布地については〕もし布地が両面のうち片面に法定ディルハム〔の大きさ〕より少ない不浄物があり、他方を表にした場合は、2着の布地を持つ場合の法判断が〔適用される〕。布地に法定ディルハム〔の大きさ〕より多い〔不浄物が〕あると仮定すると、一部の〔学者の〕説では礼拝は有効であるが、真正な〔伝承〕では有効ではないとされるのと同様である。

仮に体の上や布地上に法定ディルハム〔の大きさ〕より少ない〔不浄物が〕ある場合、イマーム・アブー・ハニーファ、イマーム・アブー・ユースフ及びイマーム・ムハンマド〔・シャイバーニー〕によると有効であるが、イマーム・シャーフイーによると有効でない。ただし、布地の上に留まることができないもの、つまりノミやハエは布地の上に留まることができない

ギーナーニー, 『岩波イスラーム辞典』, 934]。

⁽⁴³⁾ Bukhārī 2011.

⁽⁴⁴⁾ 底本では *s-b-ṭ-r* となっており語を特定できなかったことが示されている。恐らく板の種類を指す語であると考えられる。

⁽⁴⁵⁾ 本稿ではこの人物について同定することができなかった。可能性のある人物としてアブー・ハサン・カルヒー (Abū al-Ḥasan al-Karkhī, 952年没) 等が挙げられる。

ので、それが不浄物から飛んで布地に止まった場合、イマーム・シャーフィイーによると [礼拝は] 有効である。

②⑤もし礼拝場所 (*muṣallā*) の下部に [埋まった] もの (岩など) がその地表にあるような [草が] まばらに生えた礼拝場所は、そのような礼拝場所の上で礼拝をすることが正しいのか否かと問われたならば次のように答えよ。

礼拝場所が [草が] まばらに生えており、その礼拝場所が不潔な地に定められ、その礼拝場所の上で礼拝を実行するならば、イマーム・ファフルッディーン (*Imām-i Fakhr al-Dīn*, 没年不詳)⁽⁴⁶⁾によると有効であるが、シャイフルイスラーム・ブルハーヌッディーンの採用した [説] は有効ではないというものである。

②⑥もし 3 人が 1 つの礼拝場所で導師を務め、正午の礼拝、次の礼拝 (昼下がりの礼拝) 及び夕方方の礼拝の後に礼拝場所で法定ディルハム [の大きさ] 以上の血を見つけた場合について問われたならば、[3 人のうちの] 誰もが、この血が彼のものないし自身の集団のものである上で礼拝が行われたという疑いを持たれることが推測される。

仮にどのイマームによるものか不明な場合、イマーム・アブー・ハニーファによると、次の礼拝及び夕方方の礼拝のイマームは自身で礼拝を繰り返す。『マスウードの礼拝 (*Ṣalāt-i Mas'ūdī*)』⁽⁴⁷⁾で述べられているところでは、使徒——彼に平安あれ——が「より地面に近いところに何かを敷いて、その上で [せよ]」と述べたこと、そしてマー・ワラー・アン=ナフルの学者たちが、モスクの筵の上で礼拝を行うこともまた忌避行為であって、土の上での平伏がより徳が高い (*fāḍil-tar*) が故、筵の上に礼拝所を定めることは逸脱者の道 (*tarīq*) であると述べたことにより、モスクの筵の上で [礼拝することは] 忌避される。[土の上での平伏がより徳が高い] というのは、禁欲者である教友 (*ṣahāba*) のアブドゥッラー [・イブン]・ウマル及び法学者である教友アブドゥッラー・イブン・マスウード——彼らにアッラーが嘉し給わんことを——が、彼ら 2 人が旅へ出、土を携帯し、船へ撒き、礼拝の中で平伏した際に、「何の意味でそのようにしたがるのですか」と彼らに対して言われたとき、彼らは「[神は] 我々を土から作り、再び土に還る。従って我々は土に平伏することを愛する」と答えたからである。

②⑦陰部を覆うこととは何であるのかと問われたならば次のように答えよ。

陰部を覆うことは、至高なる神が「アードムの子らよ、モスクの近くでは飾り (*zīnat*) を纏え」⁽⁴⁸⁾、つまり礼拝を行う時には自身の陰部を覆えと命じたことから、義務である。また使徒——彼に平安あれ——は、成年男女に対し自身の陰部を覆えと命じた。

⁽⁴⁶⁾ 本稿ではこの人物について同定することができなかった。可能性のある人物としてファフルッディーン・ザイラー (*Fakhr al-Dīn al-Zaylā'ī*, 1343 年没) 等が挙げられる [*Laknawī*, 1906: 115-116]。

⁽⁴⁷⁾ *Samarqandī* 1881-82.

⁽⁴⁸⁾ *クルアーン* 7: 31.

⑳男性の陰部はどこからどこまでかと問われたならば次のように答えよ。

男性の陰部は、へそ (nāf) から膝下 (zīr-i zānū) までであるが、我々の学者によると、へそは陰部ではなく膝は陰部である。またイマーム・シャーフィイー——彼にアッラーの御慈悲あれ——によると、へそは陰部であり膝は陰部でない。[学派を超えて] 一致する [範囲で]、男性の陰部であるものについては奴隷身分の女性も同様 [に陰部] であり、加えて奴隷身分の女性の背中と腹も陰部である。

㉑女性の陰部がどこからであるのかと問われたならば次のように答えよ。

自由身分の女性の陰部は、頭から足までである。ただし顔、手の平、手、手の甲、足及び足のかかとを除く。

㉒男性に対し男性の陰部を見ること及び見せることは不適切か、また女性に対し他の女性のへそから膝までを見るしないしなでることは不適切かと問われたならば、母娘に関しては、割礼 (khatna) や出産時、あるいは瑕疵 ('ayb) を持つ女奴隷及び男奴隷が他者を処女 (bikr) か否か見分けんと欲する時などの必要時を除いて [不適切であると] 言われるのと同様である。

男性が自身の妻及び女性奴隷の頭より両足までの陰部を見ること及び全身を着せることは合法である。女性の場合は、彼を欲しようが彼が彼女のマフラム (mahram) ⁽⁴⁹⁾であろうが合法でない。[また] ⁽⁵⁰⁾その男性に対し髪、手足、上腕 (bāzū) ⁽⁵¹⁾、胸、背中及び首を見る、及び必要時において両手足 [だけ] が見えるようにこれらの部位を着せることは合法であり、これは『教訓詩』における伝承である。

『クドゥーリー摘要 (Mukhtaṣar al-Qudūrī)』⁽⁵²⁾、『緻密な宝 (Kanz al-daqa'iq)』⁽⁵³⁾、『一致 (al-Muttafaq)』⁽⁵⁴⁾及び『マスウードの礼拝』によると、胸、腕及び脚から膝までを覆った自身のマフラムを見ることは情欲を引き起こす危険はない。乳兄弟の関係 (riḍā'-i hamshīra) においても同様の法判断である⁽⁵⁵⁾。『一致』によると、男奴隷は非親族 (biḡāna) 同様の扱いであり、自身の女主人 (bibī) にさえもし情欲を覚えればハラームである。宦官 (khwāja sarāy) は奴隷と同様の法判断が適用され、両人が情欲の目で見るとしてもそうでないとしても、非親族の自由身分

⁽⁴⁹⁾ マフラムとは、クルアーン4章23節に基づきイスラーム法において婚姻することが許されない親族の異性のことを指す。なお、同節に基づき授乳によっても婚姻障害が発生するとされる。

⁽⁵⁰⁾ 「また (wa)」を補って訳出した。

⁽⁵¹⁾ 底本では bārū となっているが、bāzū と読み替え訳出した。

⁽⁵²⁾ Qudūrī 1997.

⁽⁵³⁾ Nasafi 2011.

⁽⁵⁴⁾ 本稿では『一致』の著者を特定することができなかった。なお、デリー・スルタン朝 (1206-1526年) 期のマドラサに関する研究において、『一致』が『クドゥーリー摘要』等と並んでハナフィー学派法学の教科書として使用されていたとの報告がある [Qasmi 2013: 7-8; Husaynī 2017: 15]。

⁽⁵⁵⁾ 底本では dar riḍā'-i hamshīra wa hamīn ḥukm dārad となっているが、整合性に鑑み wa を dar の前に移動させ訳出した。

人の陰部、顔、手の平、足 [を見ること] は合法である。[法廷で] 証言するためあるいは面と向かって判決を下すため、あるいは [女性を] 結婚させる時に結婚証人に対して、彼女の顔を見せることは有効であるが、それらを除いて [女性の顔を] 見ることはない。また女性が医者でない場合、男性医者が痛むないし傷のある場所を見ることは合法であるが、医者は施術前に必要の限りで見なければならぬ。これは『一致』における伝承である。

『マスウードの礼拝』によると、この問題は教友——彼ら皆にアッラーが嘉し給わんことを——の間でも難題であった。アーイシャ——彼女にアッラーが嘉し給わんことを——のもとに人を送ったが、問いは女性が知識を学ぶために家を出ることは合法か否かということであった。アーイシャ様——彼女に至高なるアッラーが嘉し給わんことを——は言った。その者に、父、息子、兄弟、または夫などといった [親族に] 法学者⁽⁵⁶⁾がいるのであれば、[彼女は] 自身の家の外に行くことは相応しくない。というのも彼ら (法学者である親族) が教えるからである。[そうでなければ] 頭に古いチャードルを被り、自身の頭の上で、チャードルのそのまた上に粗布 (gilim) を載せ、背を丸め、自身の履物をそろえ、まともに話すことができないように口の中に物を詰めるという条件であれば家から出てよい。そしてそのように家から出るいかなる女性にも、4 匹の悪魔が彼女に付いてきて、もしあごひげのない子どもが外に出ると、彼には70 匹の悪魔が付いてくる。

言い伝え (naql) によると、アブドゥッラー・イブン・ウマル——彼にアッラーが嘉し給わんことを——は自身の部屋にいたところ、ある子が通りかかった。アブドゥッラーは [その子のもとまで] 部屋の中を行くと、[その子は] 「誘惑 (fitna) があつたか否か」と述べた。[アブドゥッラーは] 外に出、「使徒——彼にアッラーの祝福と平安あれ——は、裕福で不自由な男子たちから距離を置け、女性たちについても同様であるとおっしゃった」と述べた。

言い伝えによると、もし [男が] ある女と姦通したならば、それは鬼畜の所業であり、4 人の男 (証人) が彼を連れ、その男を家の外に連れ出す (裁判にかける)。まず初めにその男が地獄に引きずり込まれ、それから女が [地獄に引きずり込まれる]。もし女性が自身の夫の許可なく外出すれば、自身の家に戻るまで至高なる神の災禍 (la'nat) の中にある。また仮に自身の夫の指示で外出した場合、2 人とも至高なる神の災禍の中にある。

シャイフルイスラーム・ガザーリーは『幸せの錬金術 (Kūmīyā-yi sa'ādat)』⁽⁵⁷⁾で以下のように述べている。自身の妻に対しシャリーアの知識を教えることは夫にとって責務であり、その妻にとって義務であるものの内訳は知識、お清め、礼拝、齋戒、月経、出産及び宗教において女性にとり致し方ないものから成る。もし夫が至らなければ彼は神意に背く者 (āsī) であり、先述の知識の程をその妻に対し教えることができなければ、その妻は夫の許可なしに家を外出し、彼女の個人義務 (fard-i 'ayn) であるところの知識を学ぶのである。何故ならば、至高なる神が

⁽⁵⁶⁾ アーイシャは法学が体系化される以前の人物であるが、底本に faqīh とあるため「法学者」と訳出した。

⁽⁵⁷⁾ Ghazālī 1915.

「信徒たちよ、自分自身を守れ。自身の家族を守ることを習得⁽⁵⁸⁾せよ」⁽⁵⁹⁾と命じたからである。つまり [神は] 学んでそれを実行することを望んでおり、至高なる神は自身の美徳により地獄の業火を絶やさずにいるのだ。

参考文献

- Abdullayeva, D. 2022. “Amir Temur va temuriylar davrida Kesh-Shahrisabz hududidan yetishib chiqqan allomalar haqida ba’zi mulohazalar,” *Science and Education* 3(3): 520–524. <https://openscience.uz/index.php/sciedu/article/view/2795> (2022年5月3日最終アクセス).
- Abū Dāwūd. 1950–51. *Sunan Abī Dāwūd*. 5 vols. Cairo: Maṭba‘a al-Sa‘āda.
- Akhsikathī, Ḥusām al-Dīn Muḥammad ibn Muḥammad al-. 1955. *Al-Ḥusāmī*. Deoband: al-Maktaba al-Raḥīmīya.
- Āqḥiṣārī, Aḥmad ibn Muḥammad al-Rūmī al-. n.d. *Majālis al-abrār wa masālik al-akhyār*. MS. Michot 0402.
- As‘adī, Muḥammad ‘Abdullāh al-. 1990. *Al-Mu‘jaz fī uṣūl al-fiqh*. 1st ed. Cairo: Dār al-Salām.
- Bayhaqī, Aḥmad ibn al-Ḥusayn al-. 2000. *Shu‘ab al-īmān*. ed. Abū Hājar Muḥammad al-Sa‘īd ibn Basyūnī Zaghlūl. 9 vols. Beirut: Dār al-Kutub al-‘Ilmīya.
- Bukhari, Muhammed Ibn Ismaiel al-. 1997. *The Translation of the Meanings of Sahīh Al-Bukhārī (Arabic-English)*. 9 vols. trans. Muhammad Muhsin Khan. Riyadh: Darussalam.
- Bukhārī, Zāhīr al-Dīn Abū Bakr Muḥammad ibn Aḥmad ibn ‘Umar al-. 2011. *al-Fatāwā al-Zāhīriyya*. ed. Muḥammad ibn Qīnān ibn ‘Abd al-Raḥmān al-Nafīfāt. Riyadh: King Saud University.
- Dudoignon, Stéphane A. 2004. “Local Lore, the Transmission of Learning, an Communal Identity in Late 20th-Century Tajikistan: The Khujand-nāma of ‘Ārifjān Yahyāzād Khujandī.” In *Devout Societies vs. Impious States?: Transmitting Islamic Learning in Russia, Central Asia and China, through the Twenties Century*, ed. Stéphane A. Dudoignon, 213–241. Berlin: Klaus Schwarz Verlag.
- Ghazālī, Muḥammad. 1915. *Kīmīyā-yi sa‘ādat*. ed. Aḥmad Ārām. 2nd ed. Tehran: Ketāb-khāne va Chāp-khāne-ye Markazī.
- Habib, Mln. Abrar. 2020a. *Introducing Zāhir al-Riwāyah*. <https://masjidds.org/2020/02/13/introducing-%e1%ba%93ahir-al-riwayah/> (2022年5月15日最終アクセス).
- . 2020b. *Defining Nawādir in the Ḥanafī Madhhab*. <https://masjidds.org/2020/04/18/defining-nawadir-in-the-%e1%b8%a5anafi-madhab/> (2022年5月15日最終アクセス).
- Ḥusaynī, ‘Abd al-Ḥayy al-. 2017. *al-Thaqāfa al-Islāmīya fī al-Hind*. Windsor: Mu’assasa Hindāwī.
- Ibn-i Māja, Abu Abdullah Muhammad ibn Yazid Al-Qazwini. 2000. *Sunan Ibn-i-Majah (with Arabic Text)*. trans. Muhammad Tufail Ansari. 5 vols. New Delhi: Kitab Bhavan.
- Ibn Kathīr. 1984–85. *Tafsīr al-Qur’ān al-‘aẓīm*. 8 vols. Istanbul: Dār Qahramān.
- . 2009. *Tafsīr Ibn Kathīr: with Arabic script, transliteration, meaning & Ibn Kathīr’s abridged Tafsīr (explanation)*. trans. Muhammad Saed Abdul-Rahman. 30 vols. London: MSA Publication.

⁽⁵⁸⁾ 底本では y-‘l-m となっているが、ta‘allum と読み替え訳出した。

⁽⁵⁹⁾ クルアーン 66: 6.

- Izbullaeva, Gulchehra. 2019. *Pedagogika nazariyasi va tarixi (Pedagogika tarixi XIII – XIV asrlar)*. Bukhara: “Durdona” Nashriyoti.
- Kāndhlawī, Muḥammad Zakariyā ibn Muḥammad Yaḥyā. 2009. *Fazā’il-e a‘māl*. Karachi: Maktaba al-Bushrā.
- . 2011. *Minhaj al-ḥayat al-īmāniya wa al-tarbiya al-dīniya fi daw’ al-kitāb wa al-sunna*. ed. ‘Abd al-Rashīd al-Nadwī. Saharanpur: al-Maktaba al-Yaḥyawīya.
- Khaki, G. 2007. “Islam in Afghanistan: A Study of Islamic Institutions, Popular Religious Literature and Human Rights.” In *Challenges to Religions and Islam: A Study of Muslim Movements, Personalities Issues and Trends* (vol. 2). ed. Hamid Naseem Rafiabadi, 535–567. Delhi: Sarup & Sons.
- Laknawī, Muḥammad ‘Abd al-Ḥayy al-Hindī Abū al-Ḥasanāt al-. 1906. *al-Farā’id al-bahīya fi tarājim al-Ḥanafīya*. Cairo: Dār al-Kitāb al-Islāmī.
- Muslim ibn al-Hajjaj Abul Hussain. 2007. *English Translation of Sahīh Muslim*. trans. Nasiruddin al-Khattab. 7 vols. London: Maktaba Dar-us-Salam.
- Mustofo, Urol Nazar. 2021. *Hanafiy mazhabining yurtimizda tarqalishiga sababchi bo‘lgan olim Abu Hafṣ Kabir al-Buxoriy (767–832)*. <https://oliymahad.uz/23913> (2022年5月9日最終アクセス).
- Nasā’ī, Ḥāfiẓ Abū Abdur Raḥmān Ahmad ibn Shu‘aib ibn ‘Alī An-. 2007. *English Translation of Sunan An-Nasā’ī*. trans. Nāsiruddin al-Khattāb. 6 vols. London: Maktaba Dar-us-Salam.
- Nasafī, Abū al-Barakāt Ḥāfiẓ al-Dīn al-. 2011. *Kanz al-daqa’iq*. ed. Sā’id Bakdāsh. Beirut: Dār al-Bashā’ir.
- Nasafī, Najm al-Dīn Abū Ḥafṣ ‘Umar ibn Muḥammad al-. 2010. *Al-Manzūma fi al-khilāfiyāt*. ed. Ḥasan Awzār. Beirut: Mu’assasa al-Rayyān.
- Qasmi, Mohammedullah. 2013. *Hanafi Fiqh in India During Delhi Sultanate (1206–1526)*. https://www.academia.edu/8832812/Hanafi_Fiqh_in_India_During_Delhi_Sultanate_1206_1526 (2022年8月27日最終アクセス).
- Qudūrī, Abū al-Ḥusayn Aḥmad ibn Muḥammad ibn Aḥmad ibn Ja‘far ibn Ḥamdān al-. 1997. *Mukhtaṣar al-Qudūrī*. Beirut: Dār al-Kutub al-‘Ilmīya.
- Salakhṣī, Abū Bakr Muḥammad al-. 2001. *Kitāb al-mabsūṭ*. 30 vols. Beirut: Dār al-kutub al-‘Ilmīya.
- Samarqandī, Abū al-Layth al-. 2010. *Qurrat al-‘uyūn wa mufrīḥ al-qalb al-maḥzūn*. ed. al-Sayyid al-‘Arabī. Mansoura: Dār al-Khurafā’.
- Samarqandī, Mas‘ūd ibn Muḥammad ibn Yūsuf. 1881–82. *Salāt-i Mas‘ūdī*, 3 vols. MS.
- Sattorzoda, Abdunabī (trans.). 1990. *Chahor kitob*. Dushanbe: «ADIB».
- Sheikh, Mustapha. 2011. “Qāḍizādeli Revivalism Reconsidered in Light of Aḥmad al-Rūmī al-Āqḥiṣārī’s Majālis al-abrār.” PhD thesis, the University of Oxford.
- Sayyid, Muḥsin al-Amīn al-. 1983. *A yān al-Shī‘a*. 11 vols. Beirut: Dār al-Ta‘āṭuf.
- Shurunbulali, Hasan. 2011. *Nur al-Idah: The Light of Clarification*. New ed. trans. Wesam Charkawi. Riverwood: Ligare Book Printers.
- Tabrīzī, al-Khaṭīb al-. 1987. *Mishkāṭ al-maṣābīḥ*. 30 vols. Beirut: al-Maktab al-Islāmī.
- Tirmidhī, Abū ‘Eīsā Mohammad Ibn ‘Eīsā at-. 2007. *English Translation of Jāmi‘ At-Tirmidhī*. trans. Abu Khaliyl.

- 6 vols. London: Maktaba Dar-us-Salam.
- Urunbayev, Asam and L. Yepifanova (eds.). 1971. *Sobranie vostochnykh rukopisey akademii nauk uzbekskoy SSR*. vol. 9. Tashkent: Izdatel'stvo "fan" uzbekskoy SSR.
- Younas, Salman. 2022. "Authority in the Classical Hanafi School: the Emergence & Evolution of Zāhir al-Riwāya." *Islamic Law and Society* 29(1-2): 58–122.
- 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之（編） 2002. 『岩波イスラーム辞典』岩波書店.
- 小杉泰 2019. 「イスラーム法における「ハラール」規定をめぐる考察：「ハラール/ハラーム」の二分法と法規定の「5範疇」の相関性を中心に」『イスラーム世界研究』12, 170–188.
- 小杉泰 2023. 「法源学構築のもう一つの道：ハナフィー法学派における「法学原則」の形成と「法規定の7範疇」」『イスラーム世界研究』16, 96–115.
- 塩野崎信也 2019. 「『四書』バクー本にみるイスラーム「写本」文化の一樣相」『龍谷史壇』149, 1–22.
- 中田考 2003. 『スンナ派イスラーム伝統教義学入門』出版者不明.
- （監修） 2014. 『日亜対訳クルアーン：「付」訳解と正統十読誦注解』作品社.
- 濱田正美 2004. 「『帰真総義』：中央アジアにおけるその源流」高田時雄（編）『中国宗教文献研究国際シンポジウム報告書：漢字文化の全き継承と発展のために』京都大学, 181–190.
- 濱田正美（解説，校訂）・塩野崎信也（校訂） 2010. *Mullā Mīr Maḥmūd b. Mīr Rajab Dīvānī Begī Namangānī* 『*Chahār Faṣl (Bidān)/Muhimmāt al-Muslimīn*』京都大学大学院文学研究科.
- 松山洋平 2016. 『イスラーム神学』作品社.

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程

PhD Student, Graduate School of Global Studies, Doshisha University

東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

PhD Student, Graduate School of Humanities and Sociology, the University of Tokyo

龍谷大学大学院国際学研究科修士課程

Master's Student, Graduate School of International Studies, Ryukoku University